

江南市生活排水処理基本計画（改訂版）【概要版】

1. 計画策定の背景と目的

江南市の生活排水処理対策は、浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の普及促進と公共下水道事業による公共下水道の整備で進められ、令和元年度末の汚水処理人口普及率は79.5%まで向上しました。しかし、依然として市内には、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ流れてしまう単独処理浄化槽や汲取便槽が残っています。市内主要河川の上流部に位置する本市が水質を保全する責任は極めて重大であり、生活排水処理施設の整備を進めていく効果は本市にとどまらず下流市町にも及ぶところです。

また、令和元年度に下水道の経営戦略策定の検討の中で「公共下水道の整備区域は、市街化区域を原則とする」との方針が示されました。

こうしたことから、計画的に生活排水処理対策を行うことを基本と考え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、また、江南市総合計画や環境基本法等との整合性を図り、今後の生活排水処理対策における長期的・総合的な指針を定めている平成28年度から令和7年度を計画期間とする江南市生活排水処理基本計画が、中間目標年度としていた令和2年度を迎えるにあたり、江南市汚水適正処理構想の見直し、浄化槽法の改正、社会情勢、目標値の達成状況などを踏まえ、見直すこととします。

2. 計画期間

江南市生活排水処理基本計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間としており、計画期間における中間目標年度を迎えるにあたり、中間見直しを行うものです。なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

3. 計画人口

本市の令和元年度末の行政区域内人口は100,478人ですが、徐々に減少していくことが見込まれます。本計画の中間見直しにあたり、想定する計画人口は、第6次江南市総合計画の平成31年度推計値を令和元年度住民基本台帳人口との比で補正した値を用いるものとしします。

年	度	計 画 人 口 (人)
実 績 値	平成26年度	101,087
	令和元年度	100,478
目 標 年 度 推 計 値	令和7年度	98,400

4. 計画の基本理念・基本方針

本市では、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ流れてしまう単独処理浄化槽や汲取便槽を設置している家庭等が多いため、継続的な生活排水処理対策が必要かつ重要になります。

このような観点から、市内だけでなく身近な公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、地域住民の理解と協力のもと、生活排水処理に関する事業に引き続き取り組むものとし、計画の基本理念は次の通りとします。

計画の基本理念

豊かな水環境に囲まれた住みよい
まちづくりを目指す

また、計画の基本方針は次のとおりです。

1. 計画的な公共下水道の整備

愛知県が定めた名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に基づき、各種計画との整合性も図りつつ、計画的な公共下水道計画区域内の整備を推進します。

2. 下水道供用開始区域内での水洗化率の向上

市民等に対し、下水道への接続を促すための周知啓発を行います。

3. 合併処理浄化槽の普及促進

- (1) 公共下水道計画区域外の地域を浄化槽処理促進区域に指定し、合併処理浄化槽の普及を推進します。
- (2) 上記地域で単独処理浄化槽及び汲取便槽を設置している家庭等に対して、水環境の保全や公衆衛生の確保のため、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

5. 計画の数値目標

本市では、基本理念及び基本方針に基づき、できるだけ多くの生活排水を公共下水道及び合併処理浄化槽で処理することを目的として、生活排水処理率の目標を設定しています。

令和元年度の生活排水処理率は 75.7%と中間目標年度である令和2年度の目標値 70.3%を既に上回っています。これに加え、公共下水道計画区域外において単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図る施策を実施することにより、目標年度である令和7年度の目標を 85.0%に修正し、令和元年度の実績からさらに 9.3%の向上を目指すものとします。

【生活排水処理率】



※生活排水処理率

=水洗化・生活雑排水処理（公共下水道・合併処理浄化槽）人口／計画処理区域内人口

なお、生活排水の処理形態別人口内訳は、下表のとおりです。

（単位：人）

	(基準年度) 平成 26 年度	令和元年度	(目標年度) 令和 7 年度
1. 行政区域内人口	101,087	100,478	98,400
2. 計画処理区域内人口	101,087	100,478	98,400
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	64,441	76,092	83,607
① 公共下水道	19,552	28,338	44,128
② 合併処理浄化槽	44,889	47,754	39,479
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	32,597	23,024	13,991
(3) 非水洗化人口 (汲取便槽)	4,049	1,362	802

(各年度末現在)

6. 計画の推進

計画の数値目標を達成するためには、行政の努力に加え、市民が積極的に参画し、連携して取り組む必要があります。

1. 市民の役割

- (1) 市民一人ひとりが生活排水の排出者として高い意識と責任を持ち、公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換をできるだけ速やかに行うこととし、環境負荷低減につながる発生源対策にも努めます。
- (2) 浄化槽の正しい維持管理（保守点検・清掃・法定検査）に努めます。

【主な発生源対策】

市民一人ひとりが、

- ・節水に心掛ける ・廃食用油は流さず、古紙に吸わせるなどする
- ・洗剤の過剰な使用は避ける ・調理くずが流れないように、水切り袋を使用する

2. 行政の役割

- (1) 関係機関との連携
地域の水環境保全及び生活排水処理施設整備は、国や県を含めた関係行政機関と連絡調整を図り、総合的・広域的な生活排水処理対策を進めます。
- (2) 関連する諸団体との連携
生活排水処理対策を推進するためには、行政だけでなく、市民の理解と協力が必要であるため、関連諸団体との連携を図りながら積極的な取り組みを進めます。
- (3) 関連する計画との整合性の確保
生活排水処理施設整備計画の推進にあたっては、国や県等が定めた関連計画との整合性を図りながら進めます。

江南市生活排水処理基本計画（改訂版）《概要版》
令和3年3月

発行 江南市

編集 経済環境部 環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話 0587-54-1111（代表）

